

## 川崎の女性活躍推進に取り組む中小企業の認証制度 令和8年度「かわさき☆えるぼし」認証企業を募集します

働きたい人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して働くためには、仕事と家庭が両立できる男女が共に働きやすい職場づくりが不可欠です。

川崎市では、女性の活躍推進、及び働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業等を認証する制度「かわさき☆えるぼし」認証制度を平成30年度から実施し、令和8年6月現在160企業を認証しています。ついては今年度も7月15日（水）～9月10日（木）に募集を行います。

### ●募集期間

令和8年7月15日（水）～9月10日（木）

### ●対象

常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所又は事務所を有する企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人等

### ●認証要件

女性の活躍推進のための取組が「かわさき☆えるぼし」認証評価項目の基準以上であること（別紙募集案内参照）

### ●認証取得によるメリット

- 「かわさき☆えるぼし」認証マークを名刺や企業ホームページ等で使用し、認証企業であることを対外的にPRできます。
- 川崎市ホームページ、事例集、ポスター等で認証企業の取組内容を積極的にPRします。
- 公共調達において利用する主観評価項目点の付与があります。
- 採用拡大の支援として合同企業説明会や就業支援セミナー等の開催情報を積極的に提供します。



女性が活躍しています！  
かわさき☆えるぼし  
認証企業

【かわさき☆えるぼし認証マーク】



【令和7年度認証事例集】

### ●申込方法 ※今年度から申込方法が簡便化されます。

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）で、電子申請により提出

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>



オンライン手続かわさき  
（e-KAWASAKI）

### ●認証期間

【新規企業（現在、「かわさき☆えるぼし」の認証を受けていない企業）】

3年間（令和9年1月1日～令和11年12月31日）

【更新企業（令和5年度に認証され令和8年12月31日で認証期限を迎える企業）】

5年間（令和9年1月1日～令和13年12月31日）

### ●その他

申請から認証までのスケジュールや申請項目、よくある問合せ等については、市HPを御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000187063.html>



【市HP】

<問合せ先>

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 押田  
電話 044-200-2269 内線 27203